○内閣府告示第五百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年五月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大崎市

三　構造改革特別区域の名称　鳴子温泉郷ツーリズム特区

四　構造改革特別区域の範囲　大崎市の区域の一部（旧鳴子町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第五百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年五月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県

三　構造改革特別区域の名称　群馬県福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　群馬県の区域の一部（群馬県の全域のうち高崎市域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　N

ＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第五百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年五月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高崎市

三　構造改革特別区域の名称　高崎ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　高崎市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第五百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年五月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪市

三　構造改革特別区域の名称　ビジネス人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　大阪市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（

八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第五百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年五月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町

三　構造改革特別区域の名称　西播磨「水と緑の郷」特区

四　構造改革特別区域の範囲　相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第五百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年五月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神戸市

三　構造改革特別区域の名称　国際みなと経済特区

四　構造改革特別区域の範囲　神戸市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））

○内閣府告示第五百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年六月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年五月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　今治市、新居浜市及び西条市

三　構造改革特別区域の名称　愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区

四　構造改革特別区域の範囲　今治市、新居浜市及び西条市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研修生受入れによる人材育成事業（五〇六）